

経営講座

【土地価格下落時代の高知県では、時価による貸借対照表が必要】

(29年11月掲載分)

時価による貸借対照表

平成×年×月×日現在

単位：千円

資産の部 科目	金額		負債・純資産の部 科目	金額	
	帳簿価格	時価価格		帳簿価格	時価価格
その他の資産	30,000	30,000	負債	60,000	60,000
土地	70,000	10,000	純資産	40,000	△ 20,000
資産合計	100,000	40,000	負債・純資産合計	100,000	40,000

注1) 上記の貸借対照表では、純資産が 40,000 千円と過去は順調な経営をしているが、土地価格を時価に直すと、純資産が△ 20,000 千円となり、財政状態が非常に悪いことが判明する。つまり、この時点で会社を整理すると、20,000 千円の借金が残ることになる。

注2) 従って、土地価格が下落している高知県では、土地価格を時価に直した貸借対照表が必要である。取得価格（帳簿価格）では実態を表さないことになる。

注3) 「中小企業の会計に関する指針」では、土地価格は原則として取得価格（取得原価）とし、時価により減価することは想定していない。

注4) 「中小企業の会計に関する指針」とは、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会の4団体が、法務省、金融庁及び中小企業庁の協力のもと、中小企業が計算関係書類を作成するに当たって拠るべき指針を明確化するために作成したものである。